

## P C B（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物に係る施策の進捗状況について

## 1 P C B廃棄物等の処理

濃度	機器等	処理施設	処理期限
高濃度	トランス, コンデンサ, 絶縁油	J E S C O大阪 P C B処理事業所	令和 3 年 3 月末
	蛍光灯安定器, 小型コンデンサ, 感圧複写紙等の汚染物	J E S C O北九州 P C B処理事業所	
低濃度	トランス, コンデンサ, その他汚染物	無害化処理認定施設 (全国 39 施設)	令和 9 年 3 月末

## 2 高濃度 P C B 廃棄物の処理状況

- (1) トランス等については、平成 21 年から J E S C O大阪 P C B 処理事業所にて処理が始まっており、京都市域内の処理状況は以下のとおりであり、期限内処理までの目途は立っている。

令和元年 10 月末現在

	トランス	コンデンサ	絶縁油
登録数量 (台)	130	8,004	108
処理数量 (台)	130	7,941	90
処理実績	100.0%	99.2%	83.3%
残数 (台)	0	63	18

※ 上記の他に、未登録のものがコンデンサ 38 台、トランス 2 台あり、登録の指導を行っている。

- (2) 蛍光灯安定器等については、平成 28 年から J E S C O北九州 P C B 処理事業所にて処理が始まっており、京都市域内の処理状況は以下のとおりであるが、処理施設での処理が追い付いていない。

なお、現在の保管事業者数は、129 社であり、令和 2 年度は、保管量が 3t 未満の京都市内の事業者約 100 社約 25 t を処理予定である。

令和元年 10 月末現在

	安定器	小型電気機器	感圧紙等	ウエス等	その他
登録数量 (kg)	209,172	10,456	1,095	1,630	4,593
処理数量 (kg)	90,535	5,229	100	881	1,769
処理実績	43.3%	50.0%	9.1%	54.0%	38.5%
残数 (kg)	118,637	5,227	995	749	2,824
令和元年度下期処理	約 25t				
令和 2 年度処理	約 25t				
令和 3 年度処理※	約 78t				

※ 特例処分期限日（令和 4 年 3 月 31 日）までに確実に J E S C O に処分を委託することを約した J E S C O との処分契約書の写し等を京都市長に届け出た事業者は、特例的に処分期限が特例処分期限日まで猶予されます。

※※ 上記の他に、未登録のものがあり、数量については、JESCO 北九州事業所にて調査中である。

### 3 高濃度PCB廃棄物の処理期限までの今後の取組

- (1) トランス及びコンデンサについては、アンケート調査及びフォローアップ調査を終了したため、令和2年2月に最終通告を行う文書を送付する。
- (2) 蛍光灯安定器については、令和元年12月に再度のアンケート調査を行い、保管・使用している事業者の特定を継続し、令和2年4月に最終通告を行う文書を送付する。
- (3) (1), (2)のアンケート調査に加え、PCB廃棄物を保有している可能性の高い事業者の団体を通じて、期限までの処理について周知・啓発を行う。
- (4) 本市が把握している高濃度PCB廃棄物の保管事業者の中には、処理費用が高額なため、JESCOへの登録を行わない事業者がいる。JESCOが複数事業者のPCB廃棄物を合積みして運搬できるよう調整することにより収集運搬費用の低減に努めているものの、費用を負担しなければならないことに抵抗を感じている事業者もいる。  
処理期限が迫っているため、本市、環境省及びJESCOの三者で保管事業場を訪問するなどして、引き続き、高濃度PCB廃棄物の期限内処理に向けた指導を実施する。
- (5) 具体的なスケジュールは以下のとおりである。

	掘り起こし調査	処分指導等
令和元年 12月	【蛍光灯安定器】 アンケート未回答事業者に対する再度のアンケート調査開始（約9,000者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JESCO各PCB処理事業所に処理進捗状況を確認</li> <li>・ 環境省及びJESCOと共に未処理事業者を指導</li> <li>・ 事業者の団体を通じて早期処理を周知</li> </ul>
令和2年 1月	アンケート調査問い合わせ対応	
2月	【トランス及びコンデンサ】 アンケート未回答事業者に対する最終通知	
3月	【蛍光灯安定器】 フォローアップ調査終了	
4月	【蛍光灯安定器】 アンケート未回答事業者に対する最終通知	JESCO各PCB処理事業所と最終調整
～12月	未処理事業業者への処理指導	
令和3年 1月	指導に従わない事業者への報告徴収・立入検査開始	
4月	指導に従わない事業者への改善命令	
6月	指導に従わない事業者への催告	
7月	指導に従わない事業者への代執行	

※ 特例処分期限日（令和4年3月31日）までに確実にJESCOに処分を委託することを約したJESCOとの処分契約書の写し等を京都市長に届け出た事業者は、特例的に処分期限が特例処分期限日まで猶予されます。

(参考) PCB廃棄物の掘り起こし調査状況

令和元年11月末現在

調査対象機器	調査対象事業者数	回答数 <sup>(※)</sup>	回答率	宛先不明数
トランス, コンデンサ	3,769	2,550	67.66%	0
蛍光灯安定器	23,539	12,106	51.4%	2,075

※ 現地調査等により PCB 廃棄物を保管していないことが判明した事業者の数を含む。